

本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 5 年度

本部町今帰仁村消防組合

本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

年々増加し、複雑・多様化する災害に対して迅速かつ的確に対応し、地域住民の安全安心を確保するため、各種 119 番通報の受付、災害箇所の特定、出動等の指令業務を円滑かつ効率的に行うとともに、119 番回線の光 IP 化に対応した消防通信指令システムの再整備を行うものである。また、映像を用いた通報の出動隊との共有や高精度の位置情報の取得可能となる機器整備及びシステムの ICT 化を図る（以下、「本事業」という）。

本事業の業者選定については、本部町今帰仁村消防組合（以下、「当消防」という。）にとって最良・最適なシステムを整備するため、総合的見地から評価が可能な公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）にて選定を実施する。

本要領は、本事業のプロポーザルの実施及び選考を行うにあたり必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 事業名

本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業

(2) 事業期間

契約日から令和 6 年 3 月 22 日まで

(3) 事業内容

別紙「本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業要求水準書」のとおり

(4) 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 提案上限額

上限 120,120,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記上限額は、予定価格ではありません。上記上限額は、本業務に掛かるすべての費用を含むものとする。参加を希望する事業者（以下、「応募事業者」という。）は、上記上限額を超えない範囲で見積り（8 項掲）を提出すること。

(6) 事業の実施場所

ア 本部町今帰仁村消防組合 消防本部・消防署

住所：沖縄県国頭郡本部町字大浜 850 番地 3

イ 本部町今帰仁村消防組合 今帰仁分遣所

住所：沖縄県国頭郡今帰仁村字謝名 608 番地 1

(7) 契約・支払方法

物品購入契約とする。成果物の納品後に検収を行い、別途契約書に定める支払方法のとおり支払うこととする。

3 プロポーザルの日程

(1) 公募開始	令和 5 年 5 月 17 日 (水)
(2) 質問締切日	令和 5 年 5 月 26 日 (金)
(3) 質問に対する回答期限	令和 5 年 5 月 29 日 (月)
(4) 参加意向申出書提出期限	令和 5 年 6 月 2 日 (金)
(5) 技術提案・企画提案書提出締切日	令和 5 年 6 月 12 日 (月)
(6) 審査 (プレゼンテーション)	令和 5 年 6 月 14 日 (水)
(7) 審査結果通知	令和 5 年 6 月下旬 (予定)

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、公告日において次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の 1 項の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による会社更生手続き開始の申立てまたは民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (3) 当消防または構成町・村において指名停止措置要綱に規定する指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る入札等への参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の本事業を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 沖縄県内に事業所 (本社又は支店等) を有していること。
- (8) 沖縄県内において元請として消防本部 (局) または共同指令センターへ消防通信指令システムの導入実績があり、運用保守実績があること。

5 選定方式

- (1) 実施方式
公募型プロポーザル
- (2) 審査方法
「本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業 落札者選定基準」(非公表) による。

6 手続き等

- (1) 応募方法

応募事業者は、「参加意向申出書」(様式第1号)及び4(8)の履行実績が確認できる書類(任意様式)を以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和5年6月2日(金)午後5時まで

※土日祝日を除く

イ 提出方法 持参または郵送

※持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は必ず配達証明書付きで郵送すること

ウ 提出先 〒905-0212 沖縄県国頭郡本部町字大浜 850 番地 3

本部町今帰仁村消防組合消防本部 警防課

エ 参加資格通知 参加意向申出書提出者については、その参加資格を確認し令和5年6月9日(金)までに参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知する。※要求水準書に関する詳細図面等も同封

(2) 参加辞退

参加意向申出書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、様式第3号に必要事項を記載の上、14項「連絡先」へ持参すること。

(3) 提案書等に関する質問および回答

提案書等に関する質問がある場合は、「質問書」(様式第4号)に内容を簡潔に記入のうえ、以下のとおり提出すること。

ア 質問書提出締切

令和5年5月26日(金)午後5時まで

イ 質問方法

質問書を14項「連絡先」へ、電子メールに添付し、送付すること。その際は、必ず電話にて質問書を送付した旨の連絡をお願いします。

※ 電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問票」とし、word データのまま添付ファイルで送付すること。(PDF などへ変換しないこと)

※ 電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

※ 質問の内容は提案書等の作成及び業務実施に関するものに限る

ウ 回答方法

令和5年5月29日(月)までに、様式第5号にて質問者に個別に電子メールにて送付する。

(4) 提案書等(7項掲一式)の提出期限等

参加意向申出書の提出を行った後、以下の内容に従って提案書等を提出すること。

ア 提案書等提出締切 令和5年6月12日(月)午後5時まで

※ ただし、提出受付は、土日祝日を除く。

※ 提出締切日以降の提案追加及び変更は、原則として認めない。

※ 提出された提案書等は、一切返却しない。

イ 提出方法 持参または郵送

※持参の場合は土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。郵送の場合は必ず配達証明書付きで郵送すること

ウ 提出先 〒905-0212 沖縄県国頭郡本部町字大浜 850 番地 3

本部町今帰仁村消防組合消防本部 警防課

エ 提出部数 正：1 部（表紙に社印が押印されたもの）

副：2 部（正の写し）

電子データ：PDF データ等で保存された CD-R 等（1 枚）

オ その他 参加意向申出書を提出し、参加資格確認結果通知を受けた事業者についても提出期限内に提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす

7 提案書等の作成

次に求める資料を A4 判で作成し、紙ファイル（A4 判）に以下の順に綴じて提出すること。図面等は A3 判でも可とするが、A4 判に折込むこと。

- （1）消防通信指令システムの導入の実績（4（8）関連。契約書等の写し）
- （2）消防通信指令システム保守業務の実績（4（8）関連。契約書等の写し）
- （3）事業提案書（様式第 6 号）
- （4）整備・業務実施体制表（様式自由）
- （5）業務実施工程表（様式自由）
- （6）会社概要（パンフレット可）
- （7）技術提案・企画提案書（提案書）（様式自由）

本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業要求水準書（以下、要求水準書）という。）に基づく、当消防に最も適した消防通信指令システム・ICT 化として、その具体的な実現に対する考え方等を積極的に提案すること。

要求水準書は、当消防が希望する許容水準の概要を定めたものであり、要求水準書に示された方法以外で機能を満たす場合は、その方法を技術提案として提案すること。消防通信指令システムについて専門的な知識を有していない者でも理解できるように見やすくわかりやすい提案書を作成すること。

提案書は、A 4 判 20 ページ以内（様式自由）で提案すること。

（表紙、目次は含めない）

ア 運用に係る提案について

イ 整備スケジュールについて

ウ システムの切替について

エ 機器配置レイアウトについて

オ 目標物等データの作成について

カ 保守体制及び業務内容について

(8) 契約用発注仕様書（案）（様式自由）

要求水準書及び提案書に基づく発注仕様書（案）を作成すること。

機器仕様及び機能、システム系統図等を極力詳細に示すこと。

(9) 誓約書（様式第7号）

8 事業費見積書の提出（プレゼンテーションの日）

2「業務概要」に示した提案上限額の範囲で、事業費見積を作成し社印を押印のうえ1部提出すること。

要求水準書等がない応募事業者が提案した追加機能等の提案など、前項「技術提案」の内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。

また、見積様式は自由とするが、極力詳細に項目（品目）を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書には、消費税は含めないこととする。

9 保守見積書の提出（プレゼンテーションの日）

導入後1年間は契約不適合責任期間とし、設計及び構造上の原因により生じた障害は、原則無償で修復すること。

その後発生する年間の保守点検費用を、「7項（7）カ」で応募事業者が示した内容で算出し社印を押印のうえ1部提出すること。なお、見積様式は自由とし、見積書には消費税は含めないこととする。

10 審査（プレゼンテーション）

審査については、下記のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 審査日時 令和5年6月14日（水）

(2) 審査場所 本部町今帰仁村消防組合消防本部（本部町字大浜 850 番地 3）

(3) 審査内容 提案書に基づき提案 20 分以内、質疑 10 分以内とする。

準備及び片付けは、それぞれ 10 分以内とする。

(4) 審査順 審査順については、参加申込書提出順とする。

(5) 出席者 各社 4 名以内とする。

(6) 説明機材 プレゼンテーションにおいて、プロジェクター（D-sub、HDMI 対応）及びスクリーン、電源等は当消防で準備するが、パソコン等については応募業者で準備すること。

※主担当技術者として予定している者は、必ず出席すること

11 採用案決定後の業務

選定委員会による最優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、

契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

12 参加者の費用負担

参加申出、提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。

13 その他

- (1) 提案の著作権は、各応募事業者に帰属する。ただし、当消防が必要とするときは、応募事業者と協議の上、無償で使用するができるものとする。
- (2) 本プロポーザル実施要領において、適合しないもの、または、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者、公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は、失格とする。
- (3) 提出された提案書等の保管及び破棄については、当消防で行い返却しない。
- (4) 応募事業者は、最優秀提案者選定後、提案に係る内容等について不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合、または、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合は失格とする。

14 連絡先

〒905-0212 沖縄県国頭郡本部町字大浜 850 番地 3

本部町今帰仁村消防組合消防本部 警防課 嘉陽・喜屋武

電話 0980-47-7119

FAX 0980-51-6015

E メール mnfd-k@motoima119.jp